

2023年度 四大学対抗 学生法律討論会 問題

【事案】 IT企業の創業者Aは、フランスの近代絵画の収集を趣味としており、収集した絵画のうち、特に19世紀フランスの画家モネの作品である油絵1点（甲）を自邸に飾って愛好していた。2023年1月、経営危機に陥ったAの会社が、金融機関への融資返済を滞らせた。Aは金融機関に対する自社の融資返済を連帯保証していたため、最悪の場合、金融機関がAに連帯保証の履行を請求し、そうなればAの収集した絵画の差押えは不可避と思われた。そこでAは、知り合いの絵画収集家Bに相談の上、Bとの間で甲をBに売り渡す旨の契約を締結したかのように装い、甲をBに引き渡した。その際、Bが甲を点検したところ、甲に若干のカビの発生を認めた。温湿度管理の調った環境での絵画の保管は、カビその他の原因による絵画の損傷劣化の予防に必要不可欠であった。しかし、Bは、そのような設備を所有していなかったため、Aの了承を得て、Bの弟Cが所有する美術品専用保管庫（以下「保管庫」という。）で甲を保管することにし、Cとの間で甲の保管をCに委託する旨の契約を締結し、甲をCに引き渡した。

2023年5月、甲がCの保管庫で保管され始めた直後、Bは、公益財団法人D美術館より、D主催の美術展への甲の出展を依頼された。Bは、Aの了承を得て、Dからの出展依頼を承諾した。甲は、Dの他の収蔵品と共に会場に展示された。その際、展示スペースの甲の作品解説には「B氏所蔵」と表記された。その美術展で偶然甲を目にした絵画収集家Eが甲を気に入り、Bに甲の売却を打診した。絵画購入の資金繰りに困っていたBは、Aに無断で、Eとの間で自己の所有物として甲をEに売り渡す旨の契約を締結し、Eから代金の支払いを受けた。Eは、自己の収蔵庫が改修工事中であったため、直ちに甲を引き取れなかった。そこでBとEは、BからEへの甲の占有移転の合意をした上で、BがEへの甲の転売の件をCに連絡し、以後Eの指示があるまで保管庫で甲をEのために保管することをCに指示した。

2023年6月、Aの会社は何とか経営危機を脱したが、株価下落の影響によりAの資産状況は著しく悪化した。Aは、自己の資産状況を改善するため、断腸の思いで甲を処分することにし、知り合いの絵画収集家Fに甲の購入を打診した。数年前にAの邸宅で甲を偶然目にし、それ以来甲に惹かれていたFは、喜んでAとの間で甲をAから買い受ける旨の契約を締結し、Aに代金を支払った。Fは直ちに甲を引き取りたかったが、Aが、甲に若干のカビが発生しており、温湿度管理の調ったCの保管庫で甲を保管する必要があるとFに説明した。そこでAとFは、AからFへの甲の占有移転の合意をした上で、AがFへの甲の転売の件をCに連絡し、以後Fの指示があるまで保管庫で甲をFのために保管することをCに指示した。Cとしては、甲はBの所有に属するとばかり思っていたのでAの指示に内心困惑したが、もし甲の帰属をめぐってAB間にトラブルが生じているのなら、当事者のAとBが直接話し合って解決するのが筋だと思い、Aの指示に公然と異論を唱えず、Eへの甲の売却の件をAに告げなかった。

2023年8月、自らの証券投資の損失補填のため資金調達の必要に迫られたCは、A、Bに無断で、D主催の美術展で甲を目にしていた絵画収集家Gとの間で、甲について偽造した取引文書を示しつつ、甲をBから買い受けたと説明した上で、自己の所有物として甲をGに売り渡す旨の契約を締結し、Gから代金の支払いを受けた。Gは直ちに甲を引き取りたかったが、甲に若干のカビが発生しており、温湿度管理の調ったCの保管庫で甲を保管する必要があるとCから聞かされた。そこでCとGは、CからGへの甲の占有移転の合意をした上で、CがGに対して、以後保管庫で甲をGのために保管すると表明した。

2023年9月のある日、Gは、ごく少数の親しい友人を自宅に招待し、内々に甲のお披露目パーティーを開催した。その際、甲は保管庫から持ち出され、Gの自宅でパーティー中の数時間だけ展示された。甲は、お披露目パーティーが無事終了すると同時に、損傷劣化を防ぐため、再び保管庫に戻された。

2023年12月、BとCは、海外出張中に爆弾テロ事件に巻き込まれ死亡した。その後の調査の結果、甲をめぐるE、F、Gの所有権取得の主張が競合していることが判明した。甲は現在、Cの保管庫内に保管されている。

【設問】 甲の帰属をめぐり今後、E、F、G間に紛争が生じた場合、民法上、甲について自己の所有権取得の主張が認められるのは誰か。 出題者：小松 昭人（神戸学院大学法学部）